

## 特別警報・暴風警報発表時及び大規模な地震（津波）発生時の対応について

### 1 特別警報・暴風警報発表時の対応

- (1) 児童生徒の安全確保を最優先に考え、注意報のレベルであっても、また、警報・注意報の発表が伴わなくても、休業等の措置を講じた方がよいと判断した場合には、速やかに適切な措置を講じます。
- (2) 下記の横須賀市教育委員会の対応基準を基に、児童の安全を第一に考え、適切な措置を講じます。

対応基準	対応
横須賀市を含む地域に「特別警報」及び「暴風警報」が、 <u>午前6時の時点で発表継続中</u> の場合	児童生徒の安全確保のため、 <u>当日を臨時休業</u> とします。
横須賀市を含む地域に「特別警報」及び「暴風警報」が、 <u>午前6時から各学校の登校時刻までの間に発表された</u> 場合	児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。なお、臨時休業等の通知が徹底しないなどの事情で登校した場合、児童の安全を第一に考えた柔軟な対応を講じます。
横須賀市を含む地域に「特別警報」又は「暴風警報」が <u>授業時間内</u> に発表された場合	児童の安全確保のため、学校に待機とします。授業時間を過ぎても警報が継続している場合は、引き取り下校を原則とし、地域の状況（自然環境、交通状況等）に応じて、安全を第一に考えた柔軟な対応を講じます。

※『横須賀市を含む地域』は、「神奈川県全域」「神奈川県東部」「三浦半島」「横須賀市」とします。

※ 臨時休業とした場合、当日の給食は中止とします。

※ 「線状降水帯」「猛烈な勢力の台風の直撃」「土砂災害警戒情報」による大雨や暴風でも同様の対応になる場合があります。

### 2 大規模な地震発生時・津波警報発表時の対応

対応基準	対応
① 震度5強以上の地震が発生 ② 下校時間に、次のいずれかの状況が発生 ・津波警報が発令されている。 ・建物の破壊、道路の寸断がある。 ・学区において停電が継続している。	原則、 <u>保護者による「引き取り下校」を実施</u> します。 なお、地域の被災状況が大きく、保護者による引き取りが困難な状況においては、学校は児童生徒の安全確保に努めます。

### 3 引き取り下校について

災害など様々な理由により児童の安全な下校が確保されないと判断された場合、児童の引き取りをお願いすることになります。その際、「引き取り人名簿」に登録している引き取り人に児童を確実に引き渡します。

引き取り下校の実施が想定される場合	引き取りの方法
<ul style="list-style-type: none"><li>・震度5強以上の地震が発生した場合（被害状況に関係なく）</li><li>・津波警報が発令されている場合</li><li>・建物の破壊、道路の寸断がある場合</li><li>・学区において停電が継続している場合</li><li>・大雨暴風警報等の発生に伴い、児童の安全な下校が困難と判断された場合</li><li>・不審者侵入後、児童の安全が保障されないと判断された場合</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>①引き取り下校になった場合は、マチコミで各家庭に連絡を入れます。</li><li>②登録している引き取り人が、教室等で待機している児童の元へ直接迎えに行きます。（兄弟姉妹がいる場合は上の学年から）</li><li>③担任の許可を得て、引き取り人が児童を引き取ります。</li><li>④引き取り人が迎えに来るまでは、原則として学校で児童を預ります。</li></ol>

《お願い》

※校内への車の乗り入れは禁止です。

※災害発生時には、問い合わせの電話はご遠慮ください